

尾道市ソーシャルメディアによる情報発信に関する要綱を次のように定める。

平成25年7月3日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市ソーシャルメディアによる情報発信に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾道市(以下「市」という。)が市政情報等の発信に際して、ソーシャルメディアが持つ拡散性、即時性及び滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、本市公式ホームページ(以下「公式ホームページ」という。)を通じた広報活動を充実する手段として、市民等への情報提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱により運用するソーシャルメディアとは、ソーシャルネットワークングサイト、ブログ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、又はユーザー同士が相互に情報を交換する情報の伝達手段をいう。

(名称、アカウント登録等)

第3条 秘書広報課広報広聴係は、ソーシャルメディアの運用に当たって総括的な事務を行う。

2 各部署の長は、ソーシャルメディアによる情報発信を行うに当たっては、あらかじめ別記様式により秘書広報課長に申請し、承認を得なければならない。

3 運用するソーシャルメディアの名称及びアカウント登録のためのパスワード、メールアドレス等は、秘書広報課長が別に定める。

4 アカウント等登録情報については、当該部署において紙媒体で保管し、部外者に開示してはならない。

(情報発信)

第4条 市のインターネット技術を用いて行う情報発信は、原則として公式ホームページによるものとするが、各部署の長は、その所管に関して、公式ホームページによる情報発信を補うなど、広報活動の充実のため、ソーシャルメディアによる情報発信の必要が生じた場合に限り、これを行うことができる。

- 2 ソーシャルメディアによる情報発信に当たり、当該部署においては、当該ソーシャルメディアの運営事業者による利用規約等に則するほか、次条に規定する基本原則に留意しなければならない。
- 3 ソーシャルメディアによる情報発信は、当該部署により直接行い、ソーシャルメディアに関する情報発信管理者である当該部署の長（以下「ソーシャルメディア発信管理者」という。）は、その発信及び運営管理の責任を負う。また、情報発信担当者は、ソーシャルメディア発信管理者の確認のもと情報を発信し、個人的な見解を書き込んで서는ならない。ただし、次に掲げる場合はソーシャルメディアの即時性を考慮し、ソーシャルメディア発信管理者の事前了解のもと情報発信担当者の判断により情報発信ができるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について、再度情報発信する場合
 - (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
 - (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合
- 4 市職員の個人アカウントからは、市としての情報発信を行ってはならない。

（基本原則）

第5条 ソーシャルメディアによる情報発信に係る基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令、本要綱、当該ソーシャルメディアの運営事業者による利用規約等（以下「利用規約等」という。）を遵守すること。
- (2) 利用者等の基本的人権、著作権等を侵害しないよう十分に注意すること。
- (3) 公序良俗に反する情報、特定の個人又は法人の名誉を毀損する内容の情報及び公共性若しくは公益性を損なう情報を発信しないよう十分に注意すること。
- (4) 職務上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分注意すること。
- (5) 運用の信頼性を確保すること。

（コメントへの対応）

第6条 ソーシャルメディアの運営においては、情報発信を主目的とし、他者から書き込まれた事項に対して、ソーシャルメディア内での個別の回答、御礼文の書込み等の対応は原則として行わない。ただし、掲載内容の訂正及び詳細説明等の対応が必要な場合には、ソーシャルメディア発信管理者の責任においてこれを行う。

- 2 本市以外の外部ソーシャルメディアのページ又はアカウントへ

のコメント(意見)、対応等は原則として禁止する。ただし、秘書広報課長及び当該部署の長が、業務上関係が深いと認める場合には例外とする。

3 前条に規定する基本原則を逸脱するコメントが寄せられた場合には、投稿者の許可を得ることなくコメントの「非表示」又は「削除」の処理を行うことができるものとする。

4 本市以外の外部ホームページ及びソーシャルメディアについて、リンク、ページ登録、ソーシャルボタン機能等は原則として使用しない。ただし、秘書広報課長及び当該部署の長が、業務上関係が深いと認める場合には、例外とする。

(公式ホームページからのリンク)

第7条 運用するソーシャルメディアについては、公式ホームページからのリンクを行う。

2 運用するソーシャルメディアが利用規約等から逸脱した場合は、速やかにソーシャルメディア発信管理者が是正措置を行い、これが完了するまでの間は、公式ホームページからのリンクは行わない。

3 公式ホームページには、「リンクしていないソーシャルメディアは、市が正式に認めたものではない」旨の表示を行う。これにより、公式ホームページからリンクがされていないソーシャルメディアについては、市とは無関係なものとして取り扱う。

(運用中止)

第8条 秘書広報課長は、利用規約等に照らして、ソーシャルメディアの運用に当たり重大な違反が判明した場合及びシステム上の問題、虚偽の情報等が大量に書き込まれるなど継続して運用することが困難となった場合には、公式ホームページにその理由を示してアカウントを停止又は削除することができる。

(運用における助言等)

第9条 ソーシャルメディアの運用に当たっては、秘書広報課広報広聴係が随時助言等を行うものとする。

(協議事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

ソーシャルメディア情報発信申請書

年 月 日

秘書広報課長 様

部 署 : _____

当該部署の長 : _____

ソーシャルメディアによる情報発信を次のとおり行いたいので、申請します。

なお、情報発信に当たっては、法令、尾道市ソーシャルメディアによる情報発信に関する要綱、当該ソーシャルメディアの運営事業者による利用規約等を遵守します。

情報発信の方法	
情報発信を行う内容	
公式ホームページ以外で、この情報発信が必要な理由	
情報発信開始日	年 月 日
備 考	